

薬食審査発第0729003号

平成15年7月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

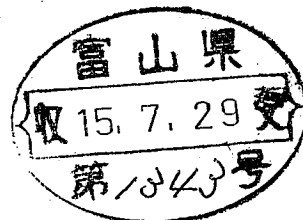
厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医薬品等に使用することができるタール色素を定める
省令（昭和41年厚生省令第30号）の改正について

標記のことについて、平成15年7月29日厚生労働省令第126号「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令の一部を改正する省令」により改正しましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知願います。

なお、別紙の各団体については別途通知しましたことを申し添えます。



別紙

日本製薬団体連合会 会長
（社）日本薬業貿易協会
日本製薬工業会 会長
日本医薬品原薬工業会 会長
日本界面活性剤協会 会長
在日米国商工会議所製薬小委員会 委員長
欧州ビジネス協議会医薬品委員会 委員長
（社）東京医薬品工業協会 会長
大阪薬品協会 会長
日本化粧品工業連合会 会長
日本輸入化粧品協会 理事長
日本パーマントウェーブ液工業組合 理事長
日本医薬品添加剤協会 会長
在日米国商工会議所化粧品委員会 委員長
欧州ビジネス協議会化粧品委員会 委員長
日本石鹼洗剤工業会 会長
日本石鹼洗剤工業組合 理事長
日本ヘアカラー工業会 会長
染毛剤懇話会 理事長
日本浴用剤工業会 会長
日本エアゾール協会 専務理事
日本エアゾールヘアラッカー工業組合 理事長